

# 令和6年度（第41期）事業計画書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

## 1. 事業の概要

本協会は社員が専門的能力を結合し公共事業が円滑迅速に実現されることを目的として設立されました。これからも官公署から信頼を受けて業務を受託するために努力することが必要です。

今年度は、令和6年能登半島地震の復興へ向けて積極的に参画するとともに、法務局の14条地図作成作業と市町の地籍調査事業及び継続業務にも力を入れて参ります。また、従来の業務に加え新規業務開発として官民境界確認補助業務や狭あい道路解消登記処理業務についても啓発活動を続けていきたいと思っております。

## 2. 総務部の所轄事項

- （1） 協会の事務処理に関し、定款、規則及び規程を遵守する。
- （2） 協会事務所維持を適切に行う。

## 3. 業務部の所轄事項

- （1） 令和6年度の事業受託高予算を2億5千万円とする。
- （2） 不動産登記法第14条第1項の地図作成・国土調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- （3） 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- （4） 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- （5） 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり、有効なものについては積極的に取り入れていく。
- （6） 未契約の官公署に対し積極的に啓発活動を行う。
- （7） 一般市民、官公署職員及び本協会社員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- （8） 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- （9） オンライン登記申請の利用促進を図る。

## 4. 経理部の所轄事項

- （1） 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。  
公認会計士の指導による財務処理を行う。